

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和63年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	長生郡市広域市町村圏組合	職員数* (H21. 4. 1現在)	227
構成団体名	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	13.8% (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	2,335 (H20年度)
累積欠損金 (百万円)	4,359 (H20年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H20年度)
不良債務 (百万円)	0 (H20年度)	財政力指数*	0.621 (H19年度)
資金不足比率 (%)	(年度)	実質公債費比率* (%)	14.9 (H19年度)
		経常収支比率* (%)	86.2 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公立長生病院経営健全化計画
計画期間	平成21年度～25年度
計画策定責任者	管理者 田中 豊彦
既存計画との関係	
公表の方法等	広報、ホームページ等（平成21年度内）
基本方針	当地域の医療ニーズや医療資源に鑑み、自治体病院としての医療提供と機能を果たしていくために、必要な医師、看護師等の医療スタッフの確保に努めるとともに、経営面においては、収入の確保と費用の抑制を図り、収支バランスを意識し、常態化しつつある一時借入金及び多額の累積欠損金を解消し、健全経営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,672.2	318.9	8.1	1,999.2
	補償金免除額	458.9	100.7	1.5	561.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院増築事業	1,670,974			1,670,974
	医師住宅建設事業	1,183			1,183
	医師住宅建設事業		501		501
	病院増築事業		110,579		110,579
	病院増築事業		207,729		207,729
	病院増改築事業			8,030	8,030
合 計 (A)		1,672,157	318,809	8,030	1,998,996
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,672,157	318,809	8,030	1,998,996

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上償還金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当院は、医療過疎といわれている山武長生夷隅保健医療圏の中核病院としての役割を担い、住民の期待も大きい。しかしながら、全国的な医師不足の影響を受け、特に平成19年度には診療の要ともいえる内科常勤医師が1名にまで減少するなど、危機的状況に至りましたが、地道な医師確保活動により、平成20年度には内科医師が8名体制となり、通常診療の状態にまで回復しつつある。患者数については、外来で対前年度比12.2%の増、入院で対前年度比20.7%の増。事業収益は、対前年度比12.8%の増。財政状況については、経営指標別に前年度と比較すると経常収支比率86.8⇒95.2%、医業収支比率73.8⇒85.7%、病床利用率55.6⇒67.3%、職員給与比率85.4⇒68.8%と改善に向かっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 医師・看護師の確保</p> <p>継続的かつ安定的な確保 事業内容 ①インターネット求人サイト(モバイル含む)への求人掲載 ②各人材紹介会社への登録 ③新聞折込広告への掲載 ④当院ホームページに求人掲載 ⑤医師派遣団体(大学医局を含む)及び看護学校等への訪問及び募集要項の送付 ⑥ハローワークに登録(看護師) ⑦合同就職説明会への参加 ⑧医師及び看護師関係雑誌に掲載 ⑨地域の看護師復職支援講習の実施</p>
	<p>課題 ② 人件費の抑制</p> <p>医師・看護師の確保の面から、医師・看護師にかかる人件費の削減は難しいところであるが、国の医療施策(診療報酬・施設基準)等の動向を踏まえ、その他職員の人員見直し等を行い抑制に努める。</p>
	<p>課題 ③ 一時借入金の解消</p> <p>医師不足が原因で収入が減少し、資金繰りが悪くなり、19年度から発生している一時借入金(20年度末190百万円)の解消</p>
	<p>課題 ④ 累積欠損金の解消</p> <p>毎年増加している累積欠損金(20年度末4,359百万円)の解消</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		213	103	87			1,999				
	2. 他 会 計 出 資 金		143	160	184	289	277	152	179	179	185	165
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金						2					
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他											
	計 (A)		356	263	271	289	279	2,151	179	179	185	165
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)												
純 計 (A)-(B) (C)		356	263	271	289	279	2,151	179	179	185	165	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		221	124	127	12	24	30	50	70	100	70
	うち 職 員 給 与 費											
	2. 企 業 債 償 還 金		209	229	263	277	255	2,230	244	221	202	194
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他												
計 (D)		430	353	390	289	279	2,260	294	291	302	264	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		74	90	119			109	115	112	117	99	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		74	90	119			109	115	112	117	99
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他											
計 (F)		74	90	119			109	115	112	117	99	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
積 立 金 現 在 高												
企 業 債 現 在 高			3,170	3,044	2,868	2,590	2,335	2,104	1,860	1,639	1,436	1,242
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの			3,170	3,044	2,868	2,590	2,335	2,104	1,860	1,639	1,436	1,242
うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分			360	381	375	659	607	732	705	705	699	719
うち 基 準 内 繰 入 金			360	381	375	557	576	577	579	581	583	590
うち 基 準 外 繰 入 金						102	31	155	126	124	116	129
うち料金収入に計上すべき繰入等												
うち赤字補てん的なもの						102	31	155	126	124	116	129
資 本 的 収 支 分			143	160	184	289	277	152	179	179	185	165
うち 基 準 内 繰 入 金			143	160	184	175	161	152	179	179	185	165
うち 基 準 外 繰 入 金						114	116					
うち赤字補てん的なもの						114	116					

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率*	(%)											
総収支比率(法適用)	(%)	96.0	93.5	83.6	86.8	95.2	98.6	103.8	105.2	105.5	106.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	96.0	93.5	83.6	86.8	95.2	98.6	103.8	105.2	105.5	106.2	
営業収支比率(法適用)	(%)	93.9	90.0	78.9	73.8	85.7	85.0	88.8	89.9	90.2	90.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	78.3	96.1	139.4	173.2	150.7	149.9	139.3	133.3	127.4	120.4	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	9.0	10.5	12.4	21.8	17.8	20.2	18.9	18.9	18.8	19.2
	うち基準内繰入金	(%)	9.0	10.5	12.4	18.4	16.9	15.9	15.6	15.6	15.7	15.8
	うち基準外繰入金	(%)				3.4	0.9	4.3	3.4	3.3	3.1	3.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)				3.4	0.9	4.3	3.4	3.3	3.1	3.5
	資本的収入分	(%)	40.2	60.8	67.9	100.0	99.3	7.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	40.2	60.8	67.9	60.6	57.7	7.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)				39.4	41.6					
	うち赤字補てん的なもの	(%)				39.4	41.6					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年度より看護師の増員を行い、平成22年1月より看護基準の引き上げを図り入院収益の増収を図る。(10:1⇒7:1) 許可病床数を231床から180床(予定)に減少することにより、外来収益の増を図る。(診療報酬制度の活用)
2 他会計繰入金の見込み	経営の安定が見込まれるまでの間、平成20年度の市町村からの繰入金883,858千円を継続的に予定する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	老朽化、狭隘化している設備の充実を図るため、今後、病院建設について検討を進めていく時期に来ているが、現段階では建設計画は未定であることから、本計画期間には反映しない。また、売却に値する資産は保有していないので見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	看護助手等その他職員の見直しによる人件費の削減を図る。 物品等契約の見直しを行い購入単価の削減を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	医師については、採用及び退職の引止め努力し、現員数を維持する。看護職員については、上位の施設基準である入院基本料7対1を取得するため必要数を増員する。また、定年退職者の補充については、新卒クラスを採用する等、職員全体の若年化を図り、人件費の抑制に努める。事務職員については、既に常勤職員にかえて、相当数を臨時・非常勤で対応している。技能労務職員（看護助手）については入院基本料7対1を取得した場合、診療報酬の観点からも、雇用する効果が無くなるため、今後、退職者補充をせず、職員の減少を図る（自然減）。併せて臨時、非常勤雇用も見直していく。但し、今後の医療施策の動向により見直すこともある。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	平成18年度4月に実施している。地域手当については、当初は支給率を0%にする等、国が示す当地域の支給率よりも低い基準とし、人件費の抑制に努めている。なお、平成18年4月より独自に給料月額削減（級に応じて1～6%、給料の調整額を含む）を実施。併せて管理職手当、地域手当、期末勤勉手当、住居手当の削減も行っている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		構成市町村内の茂原市に準じ、行政職給料表（二）は使用せず、行政職給料表（一）を使用している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		平成18年3月に院内職員互助会を廃止とした。また、弔慰金制度の保険金額も大幅に下げる等、福利厚生費の削減に努めている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		経営効率化に向けた業務のアウトソーシングについては、ほぼ実施済みである。（受付業務、診療報酬請求業務、宿日直業務、電話交換業務、給食業務、検査業務（一部）、給与計算業務、清掃業務、寝具業務、害虫駆除業務、警備業務、ボイラー業務、診療材料管理業務（SPD）、浄化槽管理業務、その他施設設備等管理業務）

○ 指定管理者制度の活用等民間委託の
推進やPFIの活用

平成22年度4月を目標に全適の準備を進めていく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		本計画については、承認後に公開する。(平成21年度内)
○ 行政評価の導入		今後導入に向け検討する。
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>①職員数の純減。まず医師については平成23年度末で1名定年退職となるので、24年4月に後期研修医を採用し、10百万円の削減を図る。次に看護部門職員については、定年退職者の補充を新卒者～経験3年未満程度の採用とし、32百万円の削減を図る。しかし、看護基準7:1を取得し、入院収入の増収を図るため、平成21年1月に5名増員することにより、全体的に119百万円の増加となる。医療技術職員も定年退職者分を新卒者で補い、7百万円の削減を図る。事務職員については、定員を見直し、人事異動等により1名削減し、退職者の補充については、臨時非常勤で対応し25百万円の削減を図る。技能労務職員については、看護助手は平成22年度から入院基本料7対1取得により、余剰人員となるため退職者分を補充せず、また臨時職員全員を更新契約せず、116百万円の削減を図る。</p> <p>②人件費の削減。まず正職員は平成18年度から続いている給与削減5カ年計画を当院は平成23年度以降も継続し、384百万円の削減を図る。内訳は給料月額額の削減94百万円、管理職手当20%削減35百万円、地域手当支給率削減77百万円、期末勤勉手当支給率及び役職加算率の削減139百万円、住居手当支給額の削減12百万円、給料削減に伴う共済負担金の削減27百万円。次に非常勤については、看護助手及び事務員の見直しにより、合計11名の人数削減により104百万円の人件費削減を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	看護基準の引き上げで増収を図る。(10対1⇒7対1) 病床数を200床未満にすることにより外来収入の増を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出金については、現在直面している資金繰りの悪化による一時借入金解消のため、経営が安定するまでの一定期間はやむを得ず受入れるものの、内部留保資金が相当額確保され、経営の安定化が図られた後には速やかに基準内繰入のみとし、一般会計からの繰出金の抑制に努めていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。</p> <p>5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 病院事業

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計画前5年間 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
職員数	医 師	職員数	24	20	22	20	20		24	24	24	24	24	
		増減数		-4	2	-2			4					
		改善額									10			10
	看護部門職員	職員数	130	127	129	120	121		128	128	128	128	128	
		増減数	2	-3	2	-9	1		7					
		改善額							-7	-35	-23	-25	-29	-119
	医療技術職員	職員数	29	34	35	32	34		37	39	39	39	39	
		増減数	-2	5	1	-3	2		3	2				
		改善額									7			7
	その他の職員	職員数	48	49	50	50	47		46	42	41	40	38	
		増減数	-2	1	1	0	-3		-1	-4	-1	-1	-2	
		改善額	5	5	0	36	37	83	26	22	29	29	35	141
	事務職員	職員数	21	25	28	26	24		24	26	26	26	26	
		増減数	-1	4	3	-2	-2			2				
		改善額				25	21	46	13	3	3	3	3	25
技能労務員 (看護助手他)	職員数	27	24	22	24	23		22	16	15	14	12		
	増減数	-1	-3	-2	2	-1		-1	-6	-1	-1	-2		
	改善額	5	5		11	16	37	13	19	26	26	32	116	
医業収益に対する職員給与費割合		52.9	59.3	70.3	77.1	61.9		63.8	61.3	60.5	60.2	60.0		
収入確保	入院基本料7対1の取得													
	改善額			97	118	20	235	21	127	129	130	134	541	
	病床数減に伴う外来収益増													
	改善額							14	55	55	55	55	234	
	改善額													
費用削減	人件費の見直し													
	うち退職手当以外													
	うち正職員													
	改善額	4	4	128	91	74	301	75	78	77	77	77	384	
	うち非常勤職員													
改善額								26	26	26	26	104		
うち退職手当														
その他														
改善額					7	7	7	7	7	7	7	7	35	
物品等契約の見直し														
改善額					7	7	7	7	7	7	7	7	35	
改善額														
累積欠損金比率		78.3	96.1	139.4	173.2	150.7		149.9	139.3	133.3	127.4	120.4		
増 減		6.7	17.8	43.3	33.8	-22.5		-0.8	-10.5	-6.0	-6.0	-7.0		
企業債現在高		3,170	3,044	2,868	2,590	2,335		2,104	1,860	1,639	1,436	1,242		
増 減		5	-126	-176	-278	-255		-231	-244	-221	-203	-194		
計画前5年間改善額 合計							626	改善額 合計					1,337	

(注) 1. 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

2. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

3. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

4. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 561

(4) 病院事業（つづき）

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	類似規模 全国平均 (平成19年度)	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
経営指標	経常収支比率	96.0	93.5	83.6	86.8	95.2	98.6	103.8	105.2	105.5	106.2	93.2	
	医業収支比率	93.9	90.0	78.9	73.8	85.7	85.0	88.8	89.9	90.2	90.3	86.3	
	職員給与费率	52.9	59.3	70.3	77.1	61.9	63.8	61.3	60.5	60.2	60.0	56.9	
	薬品费率	18.2	10.9	9.3	9.0	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	14.6	
	材料费率	8.8	9.9	10.2	9.5	11.2	11.1	11.1	11.1	11.1	11.2	12.5	
病床	病床利用率	一般	81.5	78.0	(81.1) 62.9	(71.8) 55.6	(86.8) 67.3	86.4	86.7	86.7	86.7	86.7	70.7
		療養											
		結核											
		精神											
		感染症											
	計	81.5	78.0	(81.1) 62.9	(71.8) 55.6	(86.8) 67.3	86.4	86.7	86.7	86.7	86.7	70.7	

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあつては、病院ごとに作成すること。

2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

- ◎ 平成21年度9月 県の主導で地域関係医療機関と二次医療圏における当院の機能、役割等について協議・検討をはじめめる。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

- ◎ 平成21年6月 「公立長生病院経営改善検討会」を設置。
千葉県及び構成市町村の財政、保健担当課長で構成される。
- ◎ 平成22年1月 許可病床数の減を予定している。(231床 ⇒ 180床(予定))
- ◎ 平成22年4月 全部適用を予定している。